

給水装置の管路に取付ける活水器等の設置について

1. 目的

給水装置の管路に設置する活水器等（以下「管路活水器等」という。）について、水質の責任分界点、管路活水器等異常時の飲料水確保、及び配水管等への逆流防止を考慮し設置における設計・施工について必要事項を定めるものである。

2. 管路活水器等の定義

管路活水器等は、給水管に直結して取り付けられ常時水圧がかかった状態で使用されるものをいい、以下の機能を有する器具をいう。

- (1) ろ過材により、水道水中の残留塩素などの溶存物質や濁質の除去（減少）を目的とした器具
- (2) 人工的な処理により、付加的な機能を有する水をつくる器具
- (3) 防錆又はスケール防止を主目的とした磁気式、電子式等の器具。
- (4) その他、水道水の水質を変化させることを目的に設置する器具

3. 設置基準

- (1) 管路活水器等の設置については、水道法施行令第5条に適合していること。
- (2) 原則として管路活水器等は、メーターの下流側に設置し、メーター一筐から50センチメートル以上離して設置すること。
- (3) 管路活水器等の上流側直近には、止水栓を設置し、かつ、逆流防止の措置を講じること。
- (4) 管路活水器等の上流側には、水質検査を行えるように給水栓を設置すること。
- (5) 管路活水器等を設置する場合は、製造業者等の損失水頭の公表値を考慮し水理計算を行うこと。また、所有者にもその旨、周知を図ること。
- (6) 受水槽式に設置する場合は、受水槽より上流側に設置してはならない。
- (7) 受水槽式から直結式へ変更する既存建物に管路活水器等が設置されている場合は、上記(1)から(6)に掲げる要件を満たすように改造工事を実施すること。
- (8) 親メーターの設置されていない共同住宅等において、宅地内第一止水栓下流側で各戸メーターの上流側に管路活水器等を設置する場合は、管路活水器等の上流側より分岐した共用メーターを設置し給水栓を設けること。なお、他に共用メーターがある場合は、兼用できるよう配慮すること。

4. 水質責任

管路活水器等の設置に伴う水道部の水質責任範囲は、管路活水器等の上流側直近に設置された止水栓までとする。

5. 維持管理

指定工事事業者は、給水装置工事申込者（所有者）に、管路活水器等の維持管理について十分な説明を行い、以下の各号について理解を求めること。

（１）管路活水器等の維持管理責任者は、工事申込者（所有者）とする。

（２）工事申込者（所有者）が、定期点検等を怠った場合に水質に変化を与えることが考えられるため、維持管理に必要な事項を記載した「誓約書」及びその製品のカタログ等を給水装置工事申込み時に提出すること。

<解説>

・磁気活水器を設置する場合は、メーターへの影響が心配されるため、磁気漏洩防止の措置を講じ、メーターから50センチメートル以上離して設置すること。

・管路活水器等の上流側の「直圧給水栓」は、水質異常時の水質検査用及び定期点検時等の一次対策用に利用する給水栓である。また、この給水栓はメーター取替え作業完了後や配水管断水作業後に空気及び濁り水排出に利用する。共同住宅等の場合の共用栓は、水栓柱などの地上に露出した給水栓に限る。

・有利残留塩素を除去、低減するタイプの管路活水器等を受水槽に導水する管路の上流側に設置すると、受水槽以降の水が汚染される恐れがある。したがって、受水槽方式の給水装置では、受水槽の上流側の給水管には設置してはならない。

・水道水の水質は給水装置の給水栓において、水質基準に適合していることが条件であり、水道事業者の水質責任範囲は給水栓までである（受水槽以降の水は所有者もしくは使用者の責任）。しかし、「水質の変化が予想される給水器具から給水される水の水質については、水道事業者などの責任が免除されると考えられる。（水道法逐条解説）」ので、Ⅰ型の管路活水器においては、当市における水質の責任分界点は、管路活水器の上流側の止水栓までとする。また、Ⅱ型の浄・活水器具は、給水栓の二次側に設置されるものであるため、浄・活水器以降の水質に水道事業者は責任を有しない。

誓約書

平成 年 月 日

佐倉市水道事業管理者 様

申請者

住 所

氏 名

印

給水装置の管路に取付ける活水器等（以下「管路活水器等」という。）の設置については、下記の条件を承諾のうえ誓約いたします。

1. 設置場所 佐倉市
2. 管路活水器等の型式名

記

1. 佐倉市水道事業の水質責任範囲は、管路活水器等の上流側に設置した止水栓までとし、これより下流側は申請者の責任で管理します。なお、管路活水器等を通った水は、水道水中の残留塩素を水道法で定める基準値を下回るため、停滞水は適切に排水等を行い、給水管の中で細菌等の汚染を受けないよう維持管理します。
2. 維持管理については、管路活水器等の仕様に応じて適切な管理を行います。
3. 水道の水圧や水質その他の変化により、管路活水器等の使用に支障が生じた場合でも、その原因の直接・間接を問わず、申請者側において対処し、一切の苦情申し立て、損害賠償その他の補償等は求めません。
4. 共同住宅等、給水装置工事申込者（所有者）以外の使用者がいる場合は、管路活水器等の使用状況及び管理責任等について十分に説明し、使用についての承諾を得ておくものとします。また、所有者等に変更が生じた場合は、責任を持ってこの誓約事項を引き継ぎます。
5. 管路活水器等に起因して問題が生じた場合は、申請者が責任を持って解決します。
6. 工事施工にあたり水道事業管理者の指示に従います。

※添付書類... 製品カタログ、水道法に適合している器具であることを証明するもの等

住 所
施工業者 名 称
代表者氏名

水質責任範囲

